

## 工業団地特例における各面積について

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

工業流通団地に入居する特定工場においては、自社敷地内に緑地面積や環境施設面積を共通施設面積として計算する工業団地特例を受けることができます。

### 工業流通団地内の各共通施設面積及び分譲可能敷地面積

	項目	面積
(A)	緑地面積	15,557 m <sup>2</sup>
(B)	環境施設面積	41,477 m <sup>2</sup>
(C)	工業団地内の分譲可能な敷地の面積	342,936 m <sup>2</sup>

### 各面積の求め方

(a) 自社工場の計算上の敷地面積

$$= \text{自社工場の固有の敷地面積} + \left\{ \frac{(A) + (B)}{57,034 \text{ m}^2} \right\} \times \frac{\text{自社工場の固有の敷地面積}}{(C) 342,936 \text{ m}^2}$$

(b) 自社工場の計算上の緑地面積

$$= \text{自社工場の固有の緑地面積} + (A) 15,557 \text{ m}^2 \times \frac{\text{自社工場の固有の敷地面積}}{(C) 342,936 \text{ m}^2}$$

(c) 自社工場の計算上の環境施設面積

$$= \text{自社工場の固有の環境施設面積} + (B) 41,477 \text{ m}^2 \times \frac{\text{自社工場の固有の敷地面積}}{(C) 342,936 \text{ m}^2}$$

### 各割合の求め方

$$\text{生産施設面積の敷地面積に対する割合} = \frac{\text{自社工場の固有の敷地内の生産施設面積}}{(a) \text{ 自社工場の計算上の敷地面積}} \leq 30 \sim 65\% \quad \text{※業種により異なります}$$

$$\text{緑地面積の敷地面積に対する割合} = \frac{(b) \text{ 自社工場の計算上の緑地面積}}{(a) \text{ 自社工場の計算上の敷地面積}} \geq 1\%$$

$$\text{環境施設面積の敷地面積に対する割合} = \frac{(c) \text{ 自社工場の計算上の環境施設面積}}{(a) \text{ 自社工場の計算上の敷地面積}} \geq 1\%$$